

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 当初 平成23年3月7日～平成27年3月31日まで  
変更 平成23年3月7日～平成28年3月6日まで

### 2. 内容

目標1：子供の出生時に男性職員の休暇取得の促進をする。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

※次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の計画期間を変更いたしました。